

令和4年10月17日

都市整備部建築課

## 江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例

### 1 改正理由

東京都市計画地区計画臨海副都心青海地区地区計画に係る都市計画の変更に伴い、当該地区計画の区域内における建築物の用途、敷地面積の最低限度等の制限に関する事項について定めるとともに、規定の整備を行う。

### 2 改正の概要

- (1) 別表第1の臨海副都心青海地区地区計画に係る告示年月及び番号を改める。
- (2) 別表第2の「臨海副都心青海地区地区整備計画」の項中、計画地区欄に「青海1区域T2街区」を加え、ア欄「建築してはならない建築物」、カ欄「建築物の敷地面積の最低限度」、キ欄「壁面の位置の制限」及びク欄「建築物の高さの最高限度」の内容を定める。

### 3 改正の内容

新旧対照表のとおり

### 4 施行日

公布の日から施行する。

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
目次 (略)			目次 (略)		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
地区 計画 の 名 称	地区 整備 計画 の 名 称	区域	地区 計画 の 名 称	地区 整備 計画 の 名 称	区域
(略)			(略)		
臨海 副都 心青 海地 区地 区計 画	臨海 副都 心青 海地 区地 区整 備計 画	都市計画法第21条第2項にお いて準用する同法第20条第1 項の規定により告示された東京 都市計画地区計画臨海副都心青 海地区地区計画(平成26年10 月東京都告示第1368号)のう ち、地区整備計画が定められた区 域	臨海 副都 心青 海地 区地 区計 画	臨海 副都 心青 海地 区地 区整 備計 画	都市計画法第21条第2項にお いて準用する同法第20条第1 項の規定により告示された東京 都市計画地区計画臨海副都心青 海地区地区計画(令和4年6月東 京都告示第940号)のうち、地 区整備計画が定められた区域
(略)			(略)		
別表第2 (第3条—第13条関係) (別添1 のとおり)			別表第2 (第3条—第13条関係) (別添2 のとおり)		
			附 則 この条例は、公布の日から施行する。		

別表第2 (第3条—第13条関係)

地区整備計画の名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建築面積の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
(略)												
臨海副都心 青海地区 地区整備計画	青海2区副都心	(略)										
	青海地区	(略)										
(略)												

備考 (略)

別表第2 (第3条—第13条関係)

地区整備計画の名称	計画	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
	地区	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建築面積の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最低限度	建築物の形態又は意匠の制限	垣又は柵の構造の制限
(略)												
臨海副都心区 青海地区	青海	次に掲げる用途の建築物					15,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	110メートル (A.P.からの高さによる。)			
	1区 域T 2街 区	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2 (ぬ) 項に掲げるもの										
地区整備計画	青海	(略)										
	2区 域P 街区	(略)										
(略)												

備考 (略)